

外部サービス利用型・特定施設入居者生活介護

(介護予防特定施設入居者生活介護)

重要事項説明書

【養護老人ホーム福生園】

当事業所は介護保険の指定を受けていま
大阪府指定 第2776100105号

当事業所は、要介護認定を受けた利用者に対して外部サービス利用型・特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）サービスを提供します。その他の方は、一般養護利用者として事業所をご利用いただきます。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次の通り説明します。

※ 当事業所への入居は、65歳以上の方で「環境上の理由及び経済的理由」により居宅において養護を受けることが困難な方が対象で、各市町村の福祉事務所（担当課）が窓口になります。

1. 事業者概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 福生会 （ふくせいかい）
- (2) 法人所在地 大阪府堺市中区伏尾196番地
- (3) 電話番号 072-278-0205
- (4) 代表者氏名 理事長 柳川理恵
- (5) 設立年月日 昭和27年1月10日

2. 事業所概要

- (1) 事業所の種類 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護
(介護予防特定施設入居者生活介護)
平成18年10月1日指定 大阪府第2776100105号
- (2) 事業所の目的 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業は、老人福祉法令及び介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 養護老人ホーム 福生園 （ふくせいえん）
- (4) 事業所の所在地 大阪府堺市中区伏尾196番地
- (5) 電話番号 072-278-0205
- (6) 管理者名 柳川理恵
- (7) 開設年月 昭和27年1月10日
- (8) 入居定員 70名

- (9)運営方針 利用者みなさんの自主性と人権を尊重し、温かな家庭的雰囲気の中で、地域や家庭との結びつきを重視し、安心して明るく心豊かな生活を営めるよう諸サービスの提供に努めることを基調とします。
- 事業の実施にあたっては、利用者またはその家族と十分に協議した上でサービス計画を作成します。また、市町村、老人福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、適切かつ円滑な介護サービスが提供できるように努めます。健康に配慮し栄養バランスのとれた食事の提供に努め、生きがいある生活を営めるようなレクリエーション、行事、趣味活動を実施します。
- 利用者みなさんの立場にたって、福祉の心で対応します。

3. 居室等の概要

(1)居室等の概要

当施設では以下の居室・設備を用意しています。（短期入所生活介護用居室も含む）
 入居される居室は原則として2人部屋です。
 居室は、利用者の性別、心身の状況を考慮して決定します。

居室・設備の種類	室数	備考
2人部屋	23	和室
2人部屋	12	洋室
合 計	35	
一時介護室	2	
食堂	1	
浴室	2	入浴用リフト
医務室	1	

☆居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、その可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

4. 職員の配置状況

当事業所では、外部サービス利用型・特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）の従業者として次の職種の従業者を配置しています。ただし、併設の一般養護老人ホームに関わる従業者を合算した配置数です。従業者は両サービスについて兼務します。（但し、介護職員を除く） また、要介護者数・要支援者数の変動により、指定基準に従業者数を変更します。

(平成19年4月1日 現在)

職 種	従事する業務等	人 員
1. 管理者（施設長）	統括	1名
2. 生活相談員	日常生活上の相談・処遇計画の作成	1名
3. 計画作成担当者	ケアプランの作成	1名
4. 介護職員	日常生活の介護・健康保持の為の相談、助言	3名

5. 受託居宅サービス業者への委託

指定訪問介護

福生会居宅介護支援事業所 大阪府2770100283号

指定通所介護

福生会デイサービスセンター 大阪府2770104764号

指定通所看護

ペガサス訪問看護ステーションイースト 大阪府2760190203号

福祉用具貸与

アビリティーズケアネット(株) 泉州営業所 大阪府2770501423号

※上記受託居宅サービス事業者と契約を締結し、大阪府に届けています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

<サービスの概要>

① 特定施設サービス

従業者により、特定施設（介護予防特定施設）サービス計画書を作成し、利用者の安否確認・生活相談・緊急時対応を行います。

② 外部サービスの利用

特定施設（介護予防特定施設）サービス計画書に基づき、入浴・排泄・食事介助その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上のお世話等の事業を上記契約の受託居宅サービス事業者より提供します。

＜サービス利用料金＞

利用者が介護サービスを利用した場合、支払うべき介護保険サービスの利用者負担月額として必要とされる額に、費用徴収基準に定める階層区分に応じて、次の表に定める割合を乗じた額が市町村より加算されます。

費用徴収階層	支弁割合	費用徴収階層	支弁割合
1	100%	3 0	65%
2 ～ 2 2	99%	3 1	64%
2 3	95%	3 2	63%
2 4	91%	3 3	62%
2 5	86%	3 4	57%
2 6	81%	3 5	54%
2 7	76%	3 6	51%
2 8	71%	3 7	48%
2 9	66%	3 8	45%

＜その他のサービスと利用料金＞

① 特別な食事（酒を含みます）

利用者のご希望に基づいて、特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

② 理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービスを利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

[美容サービス]

月に1回、美容師の出張による美容サービスを利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

③ 貴重品の管理（無料）

利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

詳細は以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預けている預金、少額の現金。

○お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長が指名した職員。

○出納方法：当施設の「預り金管理規定」によります。。

○利用料金：無料

④ レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤ 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。（購入額実費）

7. 医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。又、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。）

① 協力医療機関

名 称	阪 和 病 院	阪和第二泉北病院	阪和記念病院	阪和第一泉北病院
所 在 地	大阪市住吉区 南住吉3-3-7	堺市中区深井北町 3167番地	大阪市住吉区 荻田7-11-11	堺市南区豊田1588 番地1
診 療 科	内、皮膚、 リハビリ	内、整外、外、歯 神経内、眼	脳外、循環器 内、泌尿器	内、整外、外、眼 リハビリ、皮膚、歯
電 話	06-6692-1181	072-277-1401	06-6696-5591	06-6692-1001
堺 平 成 病 院 堺市中区深井沢町6番地13 内、循環器内、消化器内、リウマチ、 放射線、眼、歯、皮膚、整形、 泌尿器、リハビリ、脳外、外、 代謝内、人工透析内、診療内 072-263-2121				

② 協力医療機関

名 称	もずデンタルクリニック
所 在 地	堺市北区百舌鳥赤畑町3-161-1
電 話	072-254-1817

① 当法人経営診療所

名 称	特別養護老人ホーム嘉齢荘診療所
所 在 地	堺市中区伏尾196番地
電 話	072-278-0205

8. 身元引受人

ご利用にあたり、利用者に対して身元引受人を求めることがあります。ただし、社会通念上、利用者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められた場合は、その限りではありません。

9. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

当事業所及び行政機関等の苦情・相談の受付窓口は下記のとおりです。

【事業者の窓口】 社会福祉法人 福生会 本部事務所	所在地 大阪府堺市中区伏尾196番地 電話番号 072(278)0205 ファックス番号 072(278)0525 受付時間 午前8時半～午後5時半 苦情解決責任者 施設長 岡本 隆
【市の窓口】 堺市役所健康福祉局 長寿社会部 地域包括ケア推進課 堺市役所健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課	所在地 大阪府堺市堺区南瓦町3-1 電話番号 072(228)3075 所在地 大阪府堺市堺区南瓦町3-1 電話番号 072(228)7348
堺市堺区役所 堺保健福祉総合センター 地域福祉課	所在地 大阪府堺市堺区南瓦町3-1 電話番号 072(228)7477
堺市中区役所 中保健福祉総合センター 地域福祉課	所在地 大阪府堺市中区深井沢町2470-7 電話番号 072(270)8195
堺市東区役所 東保健福祉総合センター 地域福祉課	所在地 大阪府堺市東区日置荘原寺町195-1 電話番号 072(287)8112
堺市西区役所 西保健福祉総合センター 地域福祉課	所在地 大阪府堺市西区鳳東町6-600 電話番号 072(275)1918
堺市南区役所 南保健福祉総合センター 地域福祉課	所在地 大阪府堺市南区桃山台1-1-1 電話番号 072(290)1812
堺市北区役所 北保健福祉総合センター 地域福祉課	所在地 大阪府堺市北区新金岡町5-1-4 電話番号 072(258)6771
堺市美原区役所 美原保健福祉総合センター地域福祉課	所在地 大阪府堺市美原区黒山167-1 電話番号 072(363)9316
	受付時間 午前9時～午後5時15分
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号(中央大通FNビル) 電話番号 06(6949)5418

令和 年 月 日

前記内容について、「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」（介護予防特定施設入居者生活介護）の人員、設備及び運営に関する基準の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府堺市中区伏尾 1 9 6 番地
	法人名	社会福祉法人 福生会
	代表者名	理事長 柳川 理恵 印
	事業所名	養護老人ホーム 福生園
	説明者氏名	印

前記内容の説明を事業者から受け、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）サービスの提供開始に同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印
身元引受人 氏名		印

<重要事項説明書付属文書>

【養護老人ホーム 福生園】

1. 【施設の概要】

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建

(2) 建物の延床面積 1, 878.14㎡

(3) 併設事業

当施設では次の事業を併設しています。

[指定介護老人福祉施設] 平成12年1月31日指定 大阪府第2770101901号

[短期入所生活介護] 平成12年1月31日指定 大阪府第2770101901号

[介護予防短期入所生活介護] 平成18年4月1日指定 大阪府第2770101901号

[訪問介護] 平成12年1月31日指定 大阪府第2770101919号

[居宅介護支援事業] 平成11年8月23日指定 大阪府第2770100283号

[通所介護] 平成15年3月20日指定 大阪府第2770104764号

[介護予防通所介護] 平成18年4月1日指定 大阪府第2770104764号

2. 【サービス提供における事業者の義務】

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、施設に預託された財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ 利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者又は利用者代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ 利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者または他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなど適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
(守秘義務)
ただし、利用者の緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

3. 【施設利用の留意事項】

当事業所のご利用にあたって、利用者皆様の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

衣類、履き物、タンス、日常生活必需品（アイロン等火災の原因になる物を除く
移動補助具（車椅子、歩行器、杖）、床ずれ防止マット、寝具（毛布、夏布団、
電気毛布、コタツ） その他施設が許可したもの

(2) 面会

面会時間 9：00～17：00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

※なお、来訪される場合、火器、刃物等危険物の持ち込みはご遠慮下さい。

また、食物については職員にご相談下さい。

(3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○従業者や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

4. 【秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）】

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

5. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. 事故発生時の対応について

当事業所において、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7. 緊急時の対応について

利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び看護職員に連絡し、適切な処置を行い、必要に応じ協力医療機関等へ連絡、入院等の処置を講じます。また、家族にも連絡します。

8. 非常災害対策について

非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行います。

9. 身体的拘束等の原則禁止について

利用者又は他の路用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合には次の手続きにより行います。

- (1) 身体拘束検討委員会を設置する。
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- (3) 利用者又は家族に説明し、その他の方法がなかったか改善方法を検討する。

10. 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

また、職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。